

リスト

第四回国際原子力法学会報告

植 村 栄 治

I はじめに

昨年一〇月二一日から二五日までアルゼンチンのブエノスアイレスで第四回国際原子力法学会が開催された。本稿はそれに会員として出席した筆者の報告である。

一九七九年三月にアメリカのスリーマイルアイランで原子力発電所の事故が起きて以来、原子力問題は世間の大きな関心を集めている。原子力をめぐる種々の問題には、技術的なものや経済的なものなど多面のものがあるが、原子力に関する諸法規から生ずる問題を研究することも極めて重要であり、かかる研究の対象が原子力法と呼ばれる法分野を形成する。

わが国では、まだ原子力法の研究態勢は十分整っていないと言ひ難い。例えば、原子力を専門的に研究する法律学者はほとんどおらず、民法、商法、行政法、経済法等の分野に分割されて研究される観が強い(1)。又、原子力法関係の文献(2)も決して多数とは言えない。わが国にはまだ原子力法の学会は存在しないが(3)、海外では既に同法の国際学会が設立され、活発な活動を行なっている。

本稿は同学会における論議等を紹介し、諸外国における原子力法上の諸問題を多少なりとも明らかにすることをねらいとしている。なお、同学会への参加について助言・配慮を戴いた関係各機関の方々に厚く感謝する次第である。

(1) 但し、最近は、エネルギー問題が脚光を浴びるよくなつたのを反映して、エネルギー法なる分野の設定・研究が提唱されおり、かかる部門が確立されれば、原子力法もその一翼として位置付けられる。会長は、二年毎に次回開催国から選出されるので通例で、昨年一〇月の第四回国際学会(4)、Enrique Zaldivar 教授(アルゼンチン)、Luz Correaje 教授(スペイン)に交替した。

(2) 原子力法全般の体系書として挙げられるのは、下山俊次「原子力」(未来社、1980.2.1 (No.709)

会員と法所収)のみである。但し、損害賠償や設備許可争訟等の個別問題に関する文献が多い。なお、原子力関係の法令集としては、科学技術省原子力安全監修「原子力規制関係法令集」やエネルギー庁官房総務課編集「エネルギー六法」等がある。

(3) 日本原子力学会は原子力法の学会とは言えないであろう。なお、一九七九年四月には西ドイツとわが国の法学者が東京に集まつて「日独原子力法シンポジウム」が開催された。又、わが国の法律関係者の有志による私的な原子力法研究会も存在する。

四月には西ドイツとわが国の法学者が東京に集まつて「日独原子力法シンポジウム」が開催された。又、わが国の法律関係者の有志による私的な原子力法研究会も存在する。

真崎勝氏(日本原子力保険ブール)と筆者の二名であった。

会議は、オーブニングセレモニー、ヒュスクアーン・セセブン・ディナ等をはさみり、五日間で七つのテーマを行い、三十数名がそれぞれ三〇分程度の報告を行なつた(1)。

テーマの内容は次の通りである。

- (1) 原子力の輸出入、技術移転に関する法的諸問題
- (2) 核不拡散条約の履行
- (3) 放射性廃棄物処理の法的諸問題
- (4) 原子力損害による賠償責任と保険
- (5) 原子炉許可手続の諸問題
- (6) 原子炉許可手続の諸問題
- (7) その他

以下では、右の各テーマについてなされた報告の要旨を紹介しよう。

(1) 今回の会議は、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語が公用語となれ、報告者の発言は残りの三ヶ国語にも同時通訳された。但し、会場で配布された報告内容集(全六冊)の各論文は報告者の選択した公用語のままで書かれている。

II 報告の内容

I 原子力の輸出入、技術移転に関する法的諸問題

(a) テーマに関して、まず、フランスの Charles E. Brunengo 教授が「原子力技術の移転から生ずる法的諸問題につ

いて」と題して次のような趣旨の報告を行なつた。「原子力の技術移転は、契約に基づきかつ法令の制限内で行なわわれること。ノウハウの移転が完全に履行されたかどうかは、事柄の性格上分りにくいので、ノウハウを取り入れたプランの建設契約の形で、あるいは両当事者の共同

（二）核不拡散条約について

(b) 次に、フランスの Jean Viloteau が、政府により核物質や原子力プラントの輸出が禁止された場合、既に締結されている輸出契約から生ずる法的諸問題について考察を行ない、今後はかかる輸出禁止命令の問題をもっと重視して契約を締結すべきであると述べた。

(c) 休憩の後、アルゼンチンの Alfredo J. L. Carella 氏が、技術移転と新国際秩序の問題について、移転促進の立場から種々の検討を行なつた。

(d) 最後に、西ドイツの Peter Grauer 及び
が、原子力の技術移転において技術会社
(engineering companies) の果たす役割
の重要性を指摘する報告を行なった。
(e) 以上の報告を通じ、技術移転を法的
規制の対象とする場合の問題点がいくつ
か指摘されたのであるが、目に見えない
技術をできる限り関連施設等の有形物に
結びつけて取り扱うべきであるという主旨

(c) つゝで、アメリカ合衆国の Leonard M. Trostern 氏が、核物質の輸送の問題を取上げ、同国の原子力規制委員会 (NRC) が最近改定した輸送に関する規則を紹介しつつ、不法な襲撃に対処する輸送態勢の確立が核不拡散にとって不可欠である旨を強調した。

(b) 次に、ナーハーム（欧州原子力共同
体）の Jan Baldem Mennicken 氏が、
EC の立場から見た核不拡散問題につい
て述べ、カナダ・EC 間の協定を例によ
りつづ、核燃料等の輸出に際して付され
る条件が安定していることの重要性を説
いた。

拡散政策について報告し、カーター大統領の従来の政策は核燃料等の信頼できる供給国としての地位に懸念を抱かせるおそれがあり、アメリカ合衆国政府は安定

(a) ^{新規} アメリカ合衆国の L. Manning Muntzing 氏が、最近の同国の大不

核不拡散条約について

卷之三

なかつた。

う規制するかという発想は余り感じられ

技術等をこつそり移転ないし盗むのをど

せよ、国が機密としているウラン濃縮の

張が多かつたように思われる。いずれに

核不拡散問題に触れ、軍事目的と平和目的の区別が実際には難しいこと、現在の核不拡散政策が原子力の分野における国際協力を妨げる恐れがあること、原子力の技術やプラントの輸出の可否について明確な国際的基準を設けるべきであることを等を主張した。

(e) 一二〇分間の休憩の後、アメリカ合衆国の Alfred John Dougherty 氏が同国の一九七八年の核不拡散法について説明し、同法によると他国がアメリカ合衆国と原子力協定を結ぶ際に不当に厄介な義務を課せられる、あるいは既に結んでいる現行の協定をくつがえすことになる、との懸念は誤解に基づくものであると述べ、その例として一九七九年にアメリカ合衆国とオーストラリアとの間で結ばれた原子力協定の内容を紹介した。

(f) 最後に、アルゼンチンの Raúl A. Estrada Oyuela 氏が原子力の平和利用の保障措置の問題を論じ、IAEA（国際原子力機関）の権限を活用することにより現在の制度を克服すべきである旨を主張した。

(g) 以上の諸報告は、法律論以外に政策論をも含むもののが多かったが、核の拡散を懸念する先進国と和平利用のための技術移転の促進を望む開発途上国の差違、およびカーター大統領の下に厳重な不拡散政策を推進するアメリカ合衆国とそれにより手足をしばられかねない他国との

立場の相違がここにも反映されていました
と言えよう。

1980.2.1 (No.709)

述べた。

(c) ひこや、フランスの Guy Snanoudi 氏が人体を放射線から保護するための基準設定の仕方について西ドイツ、フランス、アメリカ合衆国の例を比較した後、フランスの行政裁判所の最近の判例は、環境ないし健康の問題については行政府の裁量に委ねることなく司法審査の対象とする傾向がある旨を指摘した。

(e) 最後は、西ドイツの Eberhard Ziegler 氏が同国の中子炉法上の Entsorgung なる概念について説明し、これは廃棄物を最終的に安全な場所に貯蔵する行為を意味するものであるが、Entsorgungszentrum の建設が実際には難航していると述べた。

(f) 放射性廃棄物のうち高レベルのものは、周知のように最終的な処分方法がまだ確立しておらず、技術開発が進められているが、それに伴う法的問題も、結局は処理技術の開発を得たなければ、最終的な解決は難しいという印象を受けた。

(a) まや、スペインの Julian Gomez del Campo 氏が原子力施設の受けた損害の補填について論じ、幾つかの内容の保険が可能であることを示した。

(b) 次に、フランスの Jacques Deprimoz 氏が原子力施設内にある第三者の物が損

害を受けた場合の問題を取り上げ、ベリ

の法令がかなり整備されていないことに感

じられた。

(c) ひこや、イタリアの Raffaele Albano

氏が安全面からの原子炉規制について述べ、同国の場合の種々の基準等について

条約・ウェーンの規定や世界各国の法制度を比較検討した。

(c) ひこや、アメリカ合衆国の Herbert S. Sanger 氏が同国における原子力保険法の近況について説明し、原子力保険業界は一九七九年春のスリーマイルアイランの事故にスマーズに対処し得たと評価した。

(d) 次に、我が國の真崎勝氏がわが国の原子力損害賠償法制について説明し、他の国との相違点を解説した。

(e) ひこや、西ドイツの Gerhard Butze 氏が同国の中子炉許可手続について説明し、西ドイツの原子力施設は安全管理が厳重なので大事故は実際には起きないと述べた。

(f) ひこや、アルゼンチンの Juan Carlos F. Morandi 氏が同国が、今後、原子力損害賠償法を制定する際に盛り込まれるべき内容について論じた。

(g) ひこや、イタリアの Pasquale De Lise 氏が原子力事故時の対策について触れ、公衆の安全や環境を事故の影響から守るために同国の中子炉規制を示した。

(h) 次に、アメリカ合衆国の Troy Blaine Conner 氏が原子炉許可手続に要する時間について論じ、同国では近年、許可を得るまで一〇～二年かかるようになった。また、現行の原子力法の規定する諸手続のうち不要なもの削除すれば数年間は短縮できると言ふと述べた。

(i) 最後は、イタリアの Dino Marchetti 氏がパリ条約及び補足条約の見直しについて論じ、経済的な面等からの考察を行なった。

(j) 以上の報告を通じて、わが国の場合は、他国に比べて、原子力損害賠償関係

■ 原子炉許可手続の諸問題

(a) まや、ペルーの Enrique Castellon Fernandez 出が各国の原子炉許可手続について詳細な比較法的考察を行なう、各種の相違点や共通点を指摘した。

(b) 次に、西ドイツの Ulrich Mutschler 氏が原子炉許可手続の過程における公衆の参加の問題を取り上げ、欧洲諸国との例を挙げつつ、いかに公衆の参加を実現するかを論じて、それが原子力の推進に不可欠であることを強調した。

(c) ひこや、イタリアの Pasquale De Lise 氏が原子力事故時の対策について触れ、公衆の安全や環境を事故の影響から守るために同国の中子炉規制を示した。

(d) 次に、アメリカ合衆国の Troy Blaine Conner 氏が原子炉許可手続に要する時間について論じ、同国が国民の合意を得るよう努力すべきことば、どの報告から読み取るかなどができたように思われる。

(e) その他の問題

(a) まや、他の他自由なテーマに基づく報告として西ドイツの Michael Wollenschlager が原子力施設の労働者保護について論じ、従来の一般的労働者保護との法的関係が明白でないと述べた。

(b) 次に、イタリアの Gabriele Mon-

techi 氏が原子力発電所の立地問題を取り上げ、同国政府と立地場所の地方政府との利害の対立およびそれを調整する諸法令について説明した。

(c) 最後に、アルゼンチンの Miguel J. Culaciatí 氏が南米諸国の原子力事情を論じ、ユーラトムのような南米原子力共同体の創設を検討すべきであると提案した。

四 おわりに

原子力法は比較法的検討が可能かつ有益であることやその内容の改変がかなりひんぱんであること等から、国際原子力学会の報告においても、自國の現行法制の説明が重要な意義を有していたようである。会員の顔ぶれは、大学教授等の学者が必ずしも多数派ではなく、政府機関の職員や電力会社の法律担当者のような人も多く見受けられた。

わが国は、現在、総計一五〇〇万Kw の原子力発電能力を有する世界第二の原子力大国であるが、科学技術の進展や国民の合意如何を適切にふまえた上での原子力法研究の隆盛を期待したい。

(うえむら・えいじ 成蹊大学助教授)

別冊ジュリスト No.5

民事訴訟法判例百選

□民事訴訟法の基本的な「判決手続」に関する最も重要な判例100件を選び、周到・明解に解説した定評ある判例百選シリーズの民事訴訟編。
□学生にとっては講義・学習・受験に必携、研究者・実務家にとっては便利な指針となる。

□定価900円 B5判212頁

別冊ジュリスト No.6

続民事訴訟法判例百選

□昭和40年に刊行された民訴判例百選(別冊ジュリストNo.5)の続編であり、40年以降の重要な判例100件を収録。
□最近の住民運動、公害訴訟など多くの関心が寄せられている多数当事者訴訟に関する判例、あるいは交通事故における損害賠償の問題など、新しい訴訟形態についての判例も収める。

□定価900円 B5判236頁

別冊ジュリスト No.52

倒産判例百選

新堂幸司・霜島甲一・青山善充 編

□経済社会の進展と密接に結びついているこの法領域は、きわめて実践的であるとともに複雑であり、法の諸領域を横断する複合的な構造をもっている。
□従って、倒産をめぐる判例の総合と体系的展望の意義は甚大である。本書は重要判例105件を収める。

□定価900円 B5判224頁

■有斐閣■